

Title	清代地方政治・官僚制度における柔構造
Author(s)	山本, 一
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27128
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	山本 一
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 25327 号
学位授与年月日	平成 24 年 3 月 22 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	清代地方政治・官僚制度における柔構造
論文審査委員	(主査) 教授 片山 剛 (副査) 教授 桃木 至朗 教授 荒川 正晴

論文内容の要旨

本論文は、清代の地方行政機構と官僚制度について、柔構造という視点から考察したものである。構成は序章・終章を除き 3 章から成る。第一章では、18 世紀前半（康熙・雍正・乾隆年間）における地方官選任のあり方を検討している。清初、地方官の選任は清朝中央（皇帝ないし吏部）が行うのが本則であったが、康熙年間、特に雍正年間以降に、省レベルの長官である総督・巡撫（以下、督撫と略す）が地方官の選任を行う規定が次第に制定・整備されていく。しかし督撫は規定から逸脱した選任の承認を中央に求め、中央もそれらの多くを裁可していた。そして規定外の選任を認める条件を定めた、いわば「規定外の規定」も制定され、かくして督撫による地方官選任の割合は次第に増加していくこととなる。申請者は、その背景として、「奏摺」（皇帝親展の上奏文）を用いることで督撫と皇帝との直接的な意思疎通が可能になったことを指摘し、この点から、清代の地方官選任制度における柔構造は、奏摺制度が始まる康熙・雍正年間に胎動し始め、乾隆年間以降に地方官選任制度のなかに内在化していくと結論した。

第二章では、張之洞の幕僚を例に、清末の幕僚・幕府とはなにかについて、また幕僚が活躍する地方行政機構の性格について検討している。そして清末の幕僚とは、候補官等（首都ではなく、任官予定先の省で任用を待つ官僚資格保有者）のうち、当時の時代状況に適った実務能力をもつ者を、督撫が「札」という種類の公文書で「文案」や「委員」として臨時的職務に従事させ、清末に設置される行政機構である「局所」に「差委」した者の総称であり、幕府とはかかる幕僚の集合であることを明らかにする。かくして清末の各省には、督撫から知県に至る旧来の地方行政機構と、督撫によって配置された幕僚が勤務する「局所」等の「恒常性をもった臨時的機構」とが並立し、そして各機構の頂点に督撫が存在することで、二つの機構が一つの総体として機能していた、これが清末地方行政の実態であると結論した。補論では、張之洞の幕僚が書いた日記を分析し、その仕事と生活の範囲が、多忙な時期には 500 メートル以内であることから、張之洞は幕僚たちを比較的狭い範囲に「押し込め」て職務に従事させることで、

旧来の地方行政機構では扱うことが困難な、清末特有の政務を遂行していたと推測する。

第三章では、山西省の財政的陋習であった「攤捐」（地方官への追加給与を省政府が強制的に上納させること、及びそれに起因する地方官による民衆への負担転嫁）を取り上げ、山西巡撫時代の張之洞が行った、攤捐補填のための「生息」（この場合、典当業への貸付で得る利息）を局所に管理させる等の改革について検討している。そしてこの改革は、中央の財政官庁である戸部や戸部の指示を受ける省の財政機関である布政司からの掣肘を受けず、巡撫が管掌している局所を利用することで、中央からも布政司からも独立した「巡撫・局所財政」の確立、中央からの財政的圧力への弾力的対応、下級官僚と民衆への搾取の除去という 3 つの問題を解決し、地方統治に財政面の弾力性を付与することを可能にしたと結論する。

以上より、清代の地方行政機構と官僚制度が有する柔構造は、18 世紀前半に、まず既存の地方行政機構に内在化し始め、19 世紀後半に既存の機構とは別に設置されていく「臨時的」行政機構の場合は、その設置当初から備わっており、この柔構造が存在することで、清朝は日本の明治維新のような統治体制の大変革を待たずとも、洋務運動や立憲君主制といった新政に取り組み、近代化を進めることが一定程度可能であったと結論する。

論文審査の結果の要旨

百年前の日本人学者たちの成果である『清国行政法』を読むと、清代における地方官選任の一部を督撫が行うと定める規定が存在することがわかる。とはいえ大部分の地方官選任については、清代史研究者ですら漠然と中央集権的に中央の皇帝や吏部が行うものと思ってきた。しかし近年、規定面の研究では、中国や台湾の研究者が『清国行政法』を超える研究を発表している。ただし、督撫が規定を逸脱する形で提案してくる地方官人事のほとんどを中央が認めていた事実は、本論文の第一章が初めて掘り起こしたものである。この事実の発掘は、「中央集権的」な清朝像の変更を迫るインパクトをもっており、高く評価できる。

宋代以降の中国では、地方官を補佐する者として、官僚が私的に招聘した顧問である「幕友」が存在する。これは官僚制機構外の存在である。他方、清末には督撫の周辺に「幕僚」と呼ばれる者が増加していく。幕僚を正面から取り上げた研究は日本では皆無であり、幕僚は幕友の別称と思われていた。第二章は中国や台湾の研究を参照しつつ、幕僚が登用されたり異動したりする時の任命書や任命文書、所属する官庁や従事する職務等の面から実証的に考察し、清末の幕僚は幕友とは截然と区別される一方で、旧来の官僚に近似する性格を具有していることを明らかにした。さらに第一章の成果も踏まえて、清末に「督撫専権」という事態が生じてくる理由のひとつとして、督撫が新旧二つの行政機構において有する人事権を指摘しているのは、清代制度史研究を活性化させる重要な論点である。

清代において、各省で徴収された各種の税・捐（捐は、名目上は寄付だが、事実上は強制的な公課）は、各省の布政司を通じて中央に把握され、そして吸い上げられる構造となっていた。すなわち、中央の干渉を受けない独立した地方財政は存在しなかった。第三章は、山西省で張之洞が行った「攤捐改革」を取り上げ、中央からも省の布政司からも独立した「巡撫・局所財政」が確立されていく過程と方法を、利用可能な史料が少ないなかで実証ないし推測し、これを通じて、「局所」という督撫主導で設置された機関が有する“中央からの独立性”という性格を、布政司との対比から浮かび上がらせているのは特筆すべき成果である。

なお、序章における議論では、参照して咀嚼すべき先行研究の理解、また他の時代や地域と比較していく時の視座等の面で若干の瑕疵が見られる。また、第一・三章ではやや性急な議論も散見される。しかし本論文は、清末の「督撫専権」という現象を解明するうえで、新旧二つの地方行政機構で督撫が有する人事権、省財政の確立において新機構が果たした役割等、斬新な切り口からの成果をもたらしており、十分な学術的意義を有している。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。